

# 外来種動物(アライグマ)の生態と被害防止について

ここ数年、家庭菜園や住宅内で、外来性動物の糞尿による生活環境被害が増加しています。その生態と防除について説明します。

## アライグマの生態と特徴

アライグマは、愛くるしい見かけとは対照的に、性格は凶暴で、飼い主にもなつきません。そのため、ケージから逃げ出したり、不法に放獣されたりして野生化し、日本全国に分布域を拡大しています。また、雑食性で、ネズミや鳥類、カエル、魚に昆虫、果樹、農作物など何でも



食べます。

行動は夜

行性で、日

中は高い樹

上や、家屋

の屋根裏な

どのねぐら

で休みます。

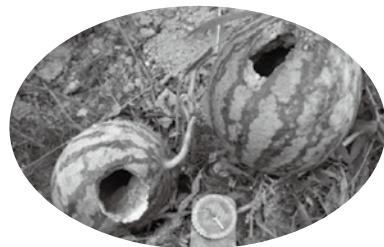
手先が器用

で、木や柱、壁を登るのが非常に得意です。

建物の壁際や、水路、側溝などを歩いて移動する事が多いです。

アライグマは成長が早く、1歳になるとメスは繁殖できます。3月下旬から5月上旬にかけて、3〜6頭の子供を産みます。

尾にあるシマ模様が他の動物と見分ける際の大きなポイントです。



穴をあけ、中に手を突っ込んで食べる

## 被害防止の為にポイント

### ①農作物被害対策

見た目は可愛くても、餌は絶対に

与えてはいけません。畑の作物はネットを掛ける等、簡単に食べられないようにしましょう。また、被害対策としては電気柵が最も有効です。畑に生ごみや、廃棄する作物を野積みして放置したり、果物を成りっぱなしのまま、収穫しなかつたりと、餌になる物の放置は絶対にやめましょう。

夜間のゴミ出しにも注意してください。夜行性のアライグマが夜中にゴミをあさる事もあります。

夜間のゴミ出しにも注意してください。夜行性のアライグマが夜中にゴミをあさる事もあります。



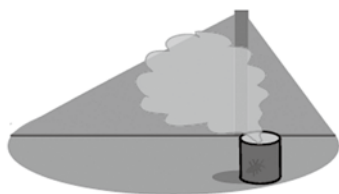
**電気柵**  
最も効果的な方法。架線を地面から約10cm間隔で3〜4本張る。架線が草などに接触していると放電してしまうので、設置前及び設置期間中の草刈りが必要です。

### ②生活環境被害対策

また、人が住んでいる民家でも、侵入口があると、アライグマが出産・子育てをさせていただきます。

アライグマの侵入口になりそうな壁や床下、屋根近くの隙間は必ず必ずしっかりとしましょう。柱や雨どいを伝って屋根へ上り軒先の隙間から

ら屋根裏へ侵入することもあります。アライグマが屋根裏にいる場合には侵入口から遠い屋根裏の一角で害虫防除剤数個を焚いて追い出した後、侵入口をふさぎます。特に、昼間でも人気の少ない、社寺などの古い木造建築は、ねぐらや繁殖場所に使われやすいので注意が必要です。



また、池や水槽の鯉、金魚の捕食防止には、室内の水槽等へ移動させるのが一番安全ですが、無理な場合は目の細かい金網等で被います。アライグマは力が非常に強いので、網が剥がれないようにしっかりと固定してください。

日野町有害鳥獣被害対策協議会では、数に限りはありますが、捕獲器の貸し出しを行っています。家屋に侵入された、家庭菜園を荒らされる等、お困りの際は日野町有害鳥獣被害対策協議会へご相談ください。

## 今年度の国民健康保険税額が決定します

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支えあう制度です。

国民健康保険税は6月に決定します。税額は、所得や資産に応じた額と、被保険者1名あたりの額（均等割額）、1世帯あたりの額（平等割額）を合計した金額となっています。

### ●国民健康保険税 税額

区 分	医療分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
①所得割額【税率】 平成30年中の所得金額から基礎控除額の33万円を控除した額に税率をかけて算出します。	6.00%	2.50%	1.35%
②資産割額【税率】 平成31年度固定資産税額（土地・家屋分のみ）に税率をかけて算出します。	10.50%	5.20%	7.10%
③均等割額【被保険者1人】	20,300円	8,500円	9,000円
④平等割額【1世帯】	18,900円	8,100円	5,100円
⑤賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円

### ●低所得世帯に対する軽減

世帯の所得【※1】が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

7割軽減・・・総所得330,000円以下の世帯

5割軽減・・・総所得280,000円×被保険者数【※2】+330,000円以下の世帯

2割軽減・・・総所得510,000円×被保険者数【※2】+330,000円以下の世帯

※1：世帯の所得とは、世帯主と被保険者等の所得を合算した額です。

※2：被保険者数には、後期高齢者医療へ移行された方も含みます。

### ●旧被扶養者に係る国民健康保険税減免制度が改正されます！

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、移行された方の扶養に入られていた方が国民健康保険の被保険者となられた場合には、申請により国民健康保険税の一部が減免となりますが、今年度課税分から以下のとおり改正されます。

	【現行】減免期間	【改正後】減免期間
所得割・資産割	適用終了まで	適用終了まで
均等割・平等割	適用終了まで	資格取得日の属する月以後2年を経過する月まで

※なお、現在、減免の適用がある方で、平成29年4月以前に資格取得された方については、均等割・平等割の減免が適用されなくなります（所得割・資産割の減免は継続します）。

#### ◆国民健康保険税は必ず期限内に納めましょう！

国民健康保険税を特別な理由もなく1年以上滞納されると、保険証が交付できなくなります。そのことにより、病院等で診察を受けられたときに一旦全額を負担する必要があるほか、本来受けられる給付が受けられなくなります。

その他、災害や急激な所得の減少、その他特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。

お早めにご相談ください。